令和7年度(2025年度)第1回東海市青少年育成センター運営協議会次第

日時 令和7年(2025年)5月14日(水) 午後2時から午後3時まで 場所 東海市立教員研修センター 第1研修室(3階

		場所	東海市立教員研修センター	第1研修室(3階)
1	盟会のことげ			

- 2 辞令交付
- 3 あいさつ (教育委員会 教育部長 小島 久和)
- 4 自己紹介(委員及び青少年育成センター職員)
- 5 協議・報告事項
 - (1) 運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について
 - (2) 令和7年度(2025年度)事業計画(案)について(P.5)

 - (4) 東海市青少年育成員活動計画について (P.7)
 - (5) 令和6年(2024年) 東海市の少年における情勢について(P.8~15)
- 6 その他
 - ・報償金について
 - •情報交換
- 7 閉会のことば

教育委員会規則第7号

東海市青少年育成センター設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市青少年育成センターの設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青少年の非行を予防し、青少年の健全な育成を図るため、東海市青少年育成センター(以下「育成センター」という。)を東海市養父町北反田41番地に設置する。

(業務)

- 第3条 育成センターの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 青少年の居場所づくりに関すること。
 - (2) 青少年の相談に関すること。
 - (3) 青少年の問題に関する情報及び資料の収集に関すること。
 - (4) その他青少年の非行の予防及び健全な育成に必要な業務

(運営協議会)

- 第4条 育成センターに運営上必要な事項を協議するため、東海市青少年育成センター ー運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
 - 2 協議会の委員は、14人以内において、民生、警察、教育等の関係者のうち から教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - 3 委員の任期は、1年以内とする。
 - 4 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
 - 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する 委員がその職務を代理する。

(青少年育成員)

- 第5条 青少年の非行の予防の啓発、街頭パトロール等の業務を行うため、育成センターに青少年育成員(以下「育成員」という。)を置く。
 - 2 育成員は、105人以内において、青少年に対する理解と愛情を有し、青少

年の非行の予防及び健全な育成に対する熱意がある者のうちから教育委員会が 委嘱し、又は任命する。

3 育成員の任期は、1年以内とする。

(育成員証)

- 第6条 教育委員会は、育成員に対してその身分を証するため、育成員証を交付する。
 - 2 育成員は、常に育成員証を携帯し、必要な場合に提示するものとする。

(委員等の秘密保持義務)

第7条 協議会の委員又は育成員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(職員)

- 第8条 育成センターに、所長その他必要な職員を置く。
 - 2 前項の所長及び職員は、教育委員会社会教育課の職員で教育委員会が指名したものをもつて充てる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、育成センターの運営について必要な事項は、 教育長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第2号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和7年度(2025年度)東海市青少年育成センターの組織

1 運営協議会

- (1) 委員数 14人(設置規則第4条第2項関係)
- (2) 構成
 - · 東海警察署代表(生活安全課長)
 - · 東海大府少年補導委員会代表
 - · 西知多保護区保護司会代表
 - · 民生 · 児童委員連絡協議会代表
 - 更生保護女性会代表
 - 日赤奉仕団代表
 - ・東海市スカウト連絡会代表
 - · 東海商工会議所代表
 - · 東海青年会議所代表
 - ・コミュニティ推進地区連絡協議会代表
 - · 市内高等学校長代表
 - 小中学校長会代表
 - · 小中学校 P T A 連絡協議会代表
 - ・子ども会連絡協議会代表
- (3) 任 期 1年以内

2 青少年育成員

- (1) 育成員数 75人(設置規則第5条第2項関係)
- (2) 構成

・西知多保護区保護司会	6人
・民生・児童委員連絡協議会	6人
• 更生保護女性会	6人
• 日赤奉仕団	6人
・東海市スカウト連絡会	2人

- ・コミュニティ推進地区連絡協議会 12人
- ・市内小中学校 18人
- ·小中学校PTA連絡協議会 18人
- ・東海警察署 1人
- (3) 任 期 1年以内
- 3 事務局
 - · 一般事務職 2 人
 - ·教育相談員 1人
 - ・少年指導員 2人

令和7年度(2025年度)東海市青少年育成センター事業計画(案)

1 啓発活動

事業の内容	実 施 期 間
青少年の被害・非行防止問題に取り組む県民運動(夏期)	7月 1日~8月31日
青少年によい本をすすめる県民運動	10月 1日~31日
子ども・若者育成支援強調月間	11月 1日~30日
青少年の被害・非行防止問題に取り組む県民運動(冬期)	12月20日~1月10日
「家庭の日」県民運動	2月 1日~28日

2 会議

事業の内容	実 施 期 間
東海市青少年育成センター第1回運営協議会	5月14日(水)
リ 第2回運営協議会	10月22日(水)
リ 第3回運営協議会	3月12日(木)

3 研修会

事業の内容	実 施 期 間
東海市青少年育成員全員研修会	5月20日(火)

4 各種講座等

事業の内容	実施期間
少年指導員による非行防止教室・情報モラル教室	随時
ぶらっと講話	随時

5 パトロール活動

事業の内容	実施期間
地域(盆踊り・夏祭り等)巡回パトロール活動	7月中旬~8月上旬
20歳の集いに伴うパトロール活動	1月11日(日)
市内中学校卒業式に伴うパトロール活動	3月 6日(金)
青少年育成員による地域別街頭パトロール活動	月1回(各中学校区において)
青少年育成センター公用車での青色防犯パトロール活動	随時

6 居場所づくり推進事業「ふれあい活動」

事業の内容	実施期間
第1回実行委員会	5月22日 (木)
ボルダリング競技 (小中高生)	8月26日(火)
ボウリング競技 (小中高生)	12月24日 (水)
第2回実行委員会	3月12日 (木)

7 その他

事業	0	内	容		実	施	期	間	
チラシ配布等の啓発活動				随	庤				
教育相談				随	庤				

令和7年度(2025年度)居場所づくり推進事業実施要項

1 趣旨

青少年の健全育成活動及び非行防止のため、青少年に対してその心身の拠所となる「居場所」(ふれあい活動等の機会)を提供し、様々な活動を通じて、協調性や 社会性のある大人になるための人間形成を支援する。

2 実施主体

東海市、東海市教育委員会 青少年育成センター

3 事業内容

ふれあい活動

良好な人間関係づくりが必要な青少年との信頼関係を築き上げることを目的として、各種スポーツ活動等を行う。また、体験を同じくすることで、青少年と大人の精神的結びつきや理解を深め、青少年の協調性や社会性を育成する。

なお、活動の運営にあたっては、関係諸機関から推薦された委員による 実行委員会を組織する。

令和7年度(2025年度)東海市青少年育成員活動計画

1 活動予定

5月	東海市青少年育成員全員研	<u> </u>	第1回
6月	街頭パトロール活動①	च्छा रका रका रका रका रका रका रका रका रका रक	一第2回
7月	out a bout that that that a bout a bout a bout a bout that a bout bout a	街頭パトロール活動①	第 2 凹
8月	なし	क्षा का	
<u>9月</u>	街頭啓発キャンペーン活動	(チラシ配分)	第3回
10月	対映信託 イイン・・ン1日勤		N10 E
11月	街頭パトロール活動②	THE STATE ST	第4回
12月	ome i due i	街頭パトロール活動②	
1月	街頭パトロール活動③	(4) 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180 180	第5回
2月		街頭パトロール活動③	
<u>3月</u>	<u>1年間の振り返り</u>	ા લાકા કારા ત્યારા હા કારા ત્યારા હા હા કારો હો	第6回

- ※ 下線部の活動は、全体もしくは中学校単位での活動。
- ※ 街頭パトロール活動の一環として、市内商業施設等で青少年の非行防止・健全 育成の街頭啓発キャンペーンを実施予定 (9・10月)

2 街頭パトロールに伴う謝礼について

1年間の活動(6~2月)に対する謝礼を、街頭パトロールへの参加回数に応じて、年度末に図書カードでお支払いする予定です。なお、報奨金の扱いとなるため、所得税が発生いたします。

※公務として参加される方々には謝礼の支払いはありませんのでご了承ください。

すべて参加 図書カード 5,000 円分 (所得税 157 円を引いた金額)

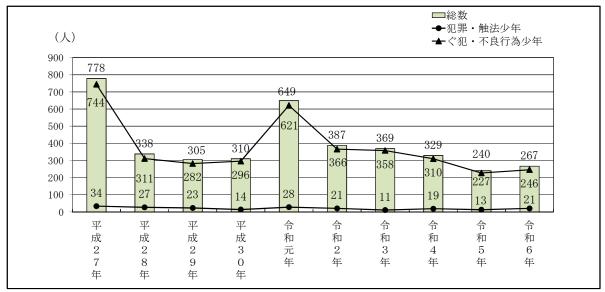
2回以上参加 図書カード3,000円分(所得税94円を引いた金額)

1回参加 図書カード1,000円分(所得税31円を引いた金額)

令和6年(2024年)東海市における少年非行について

- ※ この資料は、愛知県東海警察署の協力を得て作成した非行少年等に関する資料で暫定値である。
- ※ 構成比(数値)は、四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

東海市における非行少年などの年別推移



○犯罪・触法少年は、平成27年から平成30年まで減少していたが、令和元年に増加した。 その後は、増減を繰り返している。 ぐ犯・不良行為少年の補導人員は、246人と、前年に比べ19人(8.4%)増加した。

東海市に居住する少年の非行

			(人)
	犯罪・触法少年	ぐ犯・不良行為少 年	総数
今和6年	21	246	267
7 74 0 4	4	63	67
前年	13	227	240
則	0	38	38
増減数	8	19	27
垣	数 4 25		29

※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

※ 非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。 14歳以上で罪(刑法・特別法)を犯した少年をいう。 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。 犯罪少年 触法少年

ぐ犯少年 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の理由があって、その性格又は、環境に照らし

て、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年をいう。 不良行為少年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

(1) 東海警察署管内における少年非行

55人 (+ 21人) 572人 (+ 68人) 627人 (+ 89人) 犯罪・触法少年 ぐ犯・不良行為少年 数

※()は前年比

※総数には管外に居住する少年の数を含む

(2) 大府市に居住する少年の少年非行 犯罪・触法少年

11人(+ 7人) 105人(- 18人) 116人(- 11人) ぐ犯・不良行為少年 数

※()は前年比

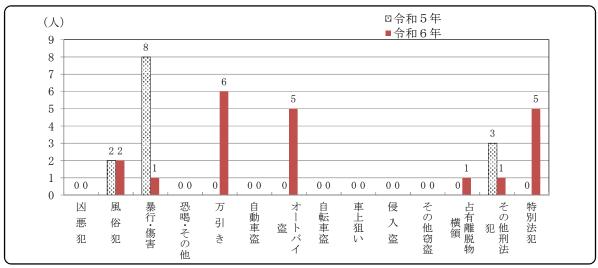
東海市に居住する犯罪・触法少年(刑法犯・特別法犯)

(1) 罪種別

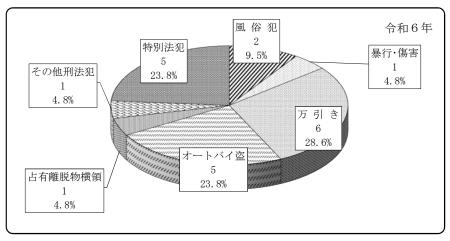
_ ,	91 12.77																					(人)
						刑			Ý	去			犯						特	別	法	犯
\	\	総	刑	凶	風	暴	恐			ŧ	窃	盗	ð	i		几		Hete.	毒劇	覚	銃	そ
		数	法	悪	俗	行・傷	喝 ・ そ	窃盗犯	自動恵	オート	自転車	万引	車上昇	侵入	その	#	刑法他	特別法	劇 違物 反取	法い	刀法	の
			犯	犯	犯	湯 害	の他	犯	車盗	バイ	車盗	き	狙い	盗	他	物	犯世	犯	締法	D 麻 締	違反	他
\triangle	和6年	21	16		2	1		11		5		6				1	1	5			2	3
Ĺ.	和 0 中	4						4				4										
前	ī 年	13	13		2	8											3					
刊	1 +																					
1块	減数	8	3			-7		11		5		6		_		1	-2	5		,	2	3
増	減数	4						4				4										

※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

(2) 罪種別前年対比グラフ



(3) 罪種別グラフ



○罪種別では、窃盗が11名と最も多く全体の52.4%を占めている。

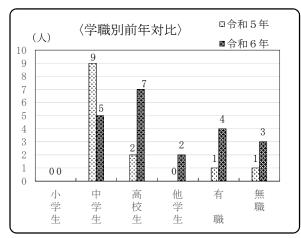
〇非種別では、切益か11名と取りタンエ呼の52.4万で日かくいる。 その他刑法犯の罪種は、建造物侵入である。 昨年は無かった初発型非行が12名、特別法犯が5名と増加した。 特別法犯5名の非行内容は、銃刀法違反2名、大麻取締法違反2名、児童ポルノ法違反1名である。 ※ 初発型非行: 動機が単純で、非行の手段も比較的容易なため、初めての非行形態として行われやすいオートバイ盗、自転車盗、万引き及び占有離脱物横領の4つの非行をいう。

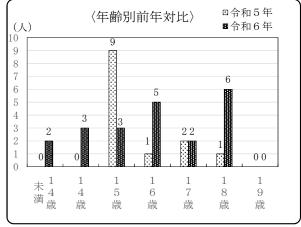
(4) 学職別

_) 1 .lb/(21																							(人)
_	\	令	前						刑			法			3 [j					特	別	法	犯
		7 和 6 年	年総数	増減数	刑法犯	凶悪犯	風俗犯	暴行・傷害	恐喝・その他	窃盗	自動車盗	おートバイ	自転車盗	万引き	塩 車上狙い	侵入盗	その他	横領 占有離脱物	刑法犯	特別法犯	毒劇物取締法	法違反 法違反 の が が が が が が が が が が が り に り に り り り り り	銃刀法違反	その他
	小 学 生																							
ľ	中学生	5 1	9	-4 1	4			1		3		1		2						1			1	
	高校生	7	2	5 1	5 1		1			3		2		1 1				1		2			1	1
Ī	他学生	2		2	2		1												1					
	有 職	4 2	1	3	3					3		1		2						1				1
	無 職	3	1	2	2					2		1		1						1				1
	合 計	21	13	8	16 4		2	1		11 4		5		6				1	1	5			2	3

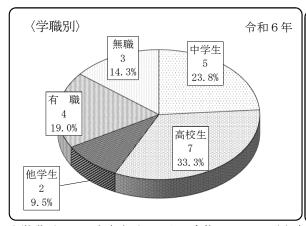
※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

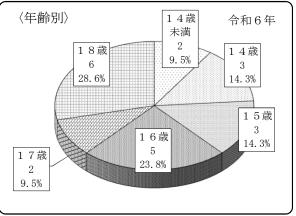
(5) 学職別及び年齢別グラフ (前年比)





(6) 学職別及び年齢別グラフ





○学職別では、中高生が12人で全体の57.1%を占めている。 ○年齢別では、18歳の少年が全体の28.6%を占めている。

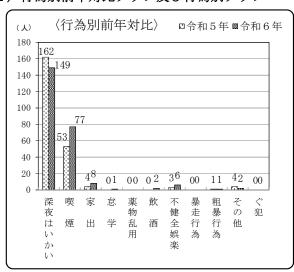
4 東海市に居住するぐ犯・不良行為少年

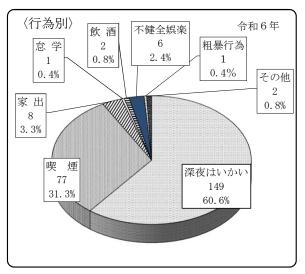
(1) 行為別

												(人)
	総数	深夜はいかい	喫煙	家出	怠学	薬物乱用	飲酒	不健全娯楽	暴走行為	粗暴行為	その他	ぐ 犯
令和6年	246	149	77	8	1		2	6		1	2	
中的中	63	41	10	5	1		1	4			1	
前 年	227	162	53	4				3		1	4	
刊	38	27	4	3				3			1	
増 減 数	19	-13	24	4	1		2	3			-2	
垣 /	25	14	6	2	1		1	1				

※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

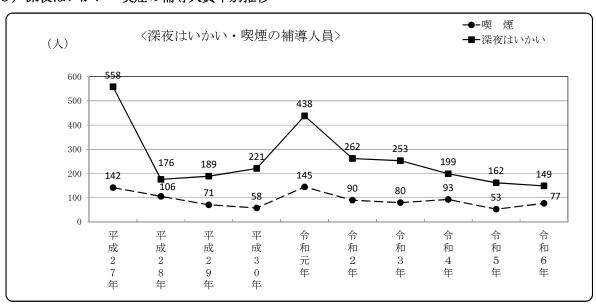
(2) 行為別前年対比グラフ及び行為別グラフ





- ○行為別では、喫煙・深夜はいかいの合計が226人であり、全体の91.9%を占めている。
- ○その他の2人は、金品持ち出し・無断外泊が各1人である。

(3) 深夜はいかい・喫煙の補導人員年別推移



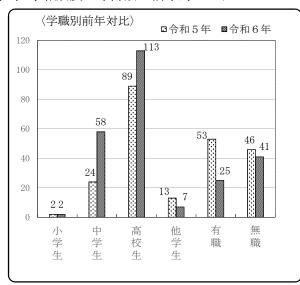
- ○深夜はいかいの補導人員は、令和元年から減少している。 令和6年は149人と前年に比べ13人(8.0%)減少した。○喫煙の補導人員は、令和元年が最も多く、その後増減を繰り返している。 令和6年は77人と前年に比べ24人(45.3%)増加した。

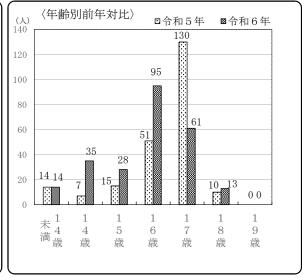
(4) 学職別

	1.70,0 0												(人)
		総数	前年総数	増減数	深夜はいかい	喫煙	家出	怠 学	飲酒	不健全娯楽	暴走行為	粗暴行為	そ の 他
75 :	学 生	2	4	-2	2								
.,	,		1	-1									
山山	学 生	58	31	27	25	23	5	1	1			1	2
		16	20	-4	5	5	4	1					1
直	校 生	113	116	-3	88	15	3		1	6			
[=]	仪工	37	23	14	28	3	1		1	4			
4h	学 生	7	29	-22	4	3							
TLL	子 生	3	3		2	1							
有	職	25	68	-43	11	14							
用	相权	4	2	2	3	1							
無	職	41	62	-21	19	22							
ж.	机	3	5	-2	3								
合	計	246	310	-64	149	77	8	1	2	6		1	2
10	ĦΤ	63	54	9	41	10	5	1	1	4			1

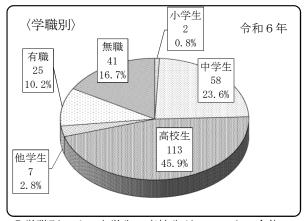
※ 各欄の下段は、内数で女性を示す。

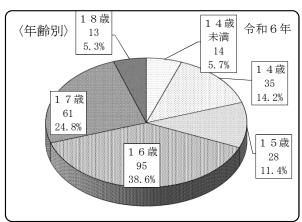
(5) 学職別及び年齢別の前年対比グラフ





(6) 学職別及び年齢別グラフ





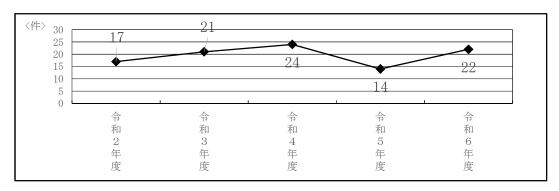
○学職別では、中学生、高校生が171人で全体の69.5%を占めている。○年齢別では、16、17歳が156人で全体の63.4%を占めている。

不審者・変質者情報の状況

令和6年度(2024年4月~2025年3月)

※本資料の数値は、東海市青少年育成センターが入手した情報件数に基づき作成しています。

1 過去5年間の不審者・変質者情報



○令和5年度に一旦減少したが、令和6年度は8件増加した。

2 月別情報件数

(件)

/	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6年度	3	2	1			4	3	2		2	3	2
5年度	1	3	1	2	2	1		2			2	

○9月に4件と最も多く発生し、7月、8月、12月の発生はなかった。

3 曜日別件数

(件)

	月	火	水	木	金	土	日
6年度	3	5	6	3	3		2
5年度	1	2	8	2	1		

○火曜日と水曜日の発生が多く、土曜日の発生はなかった。

4 時間帯別件数

(時)

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
6年度			1					1	3	4	7	3	2	1				
5年度	1		2		1				1	1	3	3		2				(件)

○下校時間帯や帰宅後の時間帯が多く、16時台の発生が7件と最も多かった。

5 中学校区別件数

(件)

	名和	上野	平洲	富木島	横須賀	加木屋	その他
6年度	4	2	3	2	7	4	
5年度	1	5		1	4	3	

○各中学校区で発生があり、横須賀中学校区が7件と最も多かった。

6 被害者の男女別

男	1	
女	27	(人)
不明・不特定多数	(件)	

※1件の発生につき、複数の被害者がいる事案があり、発生件数と一致しない場合がある。

7 被害場所

道路上	19
公園・空き地	2
駐車(輪)場	
住宅敷地	
その他	1

(件)

8 被害者の行動別(学職別)

	小学生	生(12	()		中学	生(7))		高校:	生(3))		
単独	2 人組	3人以上	保護者同伴	単独	2 人組	3人以上	保護者同伴	単独	2 人組	3人以上	保護者同伴	その他	
6	3	3		5	2			3					(/

○行動別では単独による被害が14件で全体の約64%を占めた。学職別では小学生の被害が 12件で全体の約55%を占めた。

9 学職別による情報種別

(件)

	声 か け	為せ覚不 るえま 行さを	い よ さ き	影 を容 撮姿	せわ公つい然	条迷 例防	傷暴 害行	きの 見ぞ	そ の 他
小学生	5	5			2				
中学生	2	4		1					
高校生		1			2				
その他									
6年度	7	10		1	4				
5年度	7	1	2	1	1	2			

- ○学識別では小中学生が多く、情報種別では「不安を覚えさせる行為」が10件と最も多 く、次いで「声かけ」の7件だった。
- ※「不安を覚えさせる行為」は、じろじろ見る、大声で叫ぶ等、子供が不安を感じる行為
- ※「迷防条例」は、「盗撮」「痴漢」「卑猥な言動」を合計したもの
- ※「その他」は、建造物侵入、下着ドロボウなど

10 不審者・変質者の年齢別

(人)

	10歳 代	20歳 前後	20歳 から 30歳	30歳 前後	30歳 から 40歳	40歳 前後	40歳 から 50歳	50歳 前後	50歳 から 60歳	60歳 以上	不明
6年度		1	3	2	2		1	2	3	5	3
5年度		1					4	1	3		5

- ○60歳以上が5件で最も多かった。
- ※1件につき複数の不審者・変質者がいる事案があり、情報件数と人数は一致しない。

青色防犯パトロール実施結果

令和6年度(2024年4月~2025年3月)

1 内容

青少年育成センターにおいて、不審者・変質者情報及び、小・中・高等学校、地域、 関係機関等からの情報を収集し、青少年育成センター職員が青色防犯パトロール車で発 生場所、公園、コンビニエンスストア、ゲームセンター等をパトロールするもので、青 色防犯パトロールではない中学校区別の街頭パトロール活動は含まない。

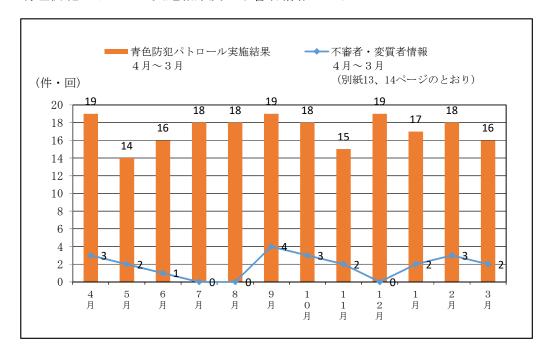
2 実施回数 (回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施回数	19	14	16	18	18	19	18	15	19	17	18	16	207

3 巡回地区 (回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
名和地区	12	5	8	9	9	11	7	9	8	9	10	9	106
上野地区	12	6	7	11	10	11	8	6	8	7	11	9	106
平洲地区	10	8	9	11	10	10	10	6	9	7	10	8	108
富木島地区	12	7	8	10	9	15	8	6	9	7	11	8	110
横須賀地区	11	8	8	11	8	11	10	6	9	8	10	8	108
加木屋地区	12	6	8	10	8	12	9	5	7	7	9	10	103

4 青色防犯パトロール実施結果及び不審者情報のグラフ



~ 東海市市民憲章~

私たちは、古い歴史と輝かしい未来をもつ東海市の市民です。 私たちは、よい市民となり、いっそう豊かで住みよいまちを つくるために、ここに市民憲章をさだめます。

- 緑と花につつまれたきれいなまちをつくりましょう
- 笑顔にみちた心のかよう家庭をつくりましょう
- ゆたかな心を養い すこやかなからだをつくりましょう
- 進んできまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 元気で働き 明るいしあわせなまちをつくりましょう

東海市都市宣言

平成22年3月4日

- ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- 子育てと結婚を応援するまち東海市
- 生きがいがあり健康なまち東海市
- 緑と洋ランにつつまれたまち東海市
- にぎわいあふれ個性輝くまち東海市